

三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター 募集要領

1 募集するサポーター名称

三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター

2 目的

本市は、今後も人口減少が確実に進行することが見込まれる中であっても、地域の活力を維持し、持続可能なまちづくりに資するため、市内外のつながり（以下「“ツナガリ人口”」という。）の拡大に取り組むこととしている。

そこで、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用し、本市の魅力や寄附対象事業である「三次市デジタル田園都市構想推進事業」の取組を企業に紹介し、寄附の働きかけを行うことで、企業版ふるさと納税の獲得を支援していただき、「ツナガリ人口」の拡大及び本市の地方創生の推進を図ることを目的として三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター（以下「サポーター」という。）を募集する。

3 募集期間

募集開始の日から令和8年3月31日までの間

4 活動内容

- (1) サポーターは、顧客企業や関係先に本市の取組や魅力を発信し、認知度の向上及び“ツナガリ人口”の拡大を図るとともに、本市のまちづくりと地域づくりの応援を行う。
- (2) 「三次市デジタル田園都市構想推進事業」の取組を、サポーターの顧客企業や関係先に紹介し、企業版ふるさと納税の目的やメリットを周知する。
- (3) サポーターの顧客企業や関係先に対して、企業版ふるさと納税による寄附の働きかけ及び仲介を行う。
- (4) その他、本市の寄附獲得に資する必要な支援を行う。

5 対象者

- (1) サポーターは、個人、法人又は団体を問わない。
- (2) 個人のサポーターは、次の要件全てに該当する者を対象とする。
 - ア みよしのよしみファンクラブに登録している者
 - イ 政治的活動又は宗教的活動を目的としてサポーター活動を行わない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有さない者
 - オ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われていない者
 - カ 市税等の未納がない者
 - キ その他、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行わない者

- (3) 法人又は団体のサポーターは、次の要件全てに該当するものを対象とする。
- ア 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業を行わないもの
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立て又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てがなされていないもの
 - ウ 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないもの
 - エ 暴力団でないもの
 - オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有さないもの
 - カ 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われていないもの
 - キ 市税等の未納がないもの
 - ク その他、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行わないもの

6 報酬の支払い

- (1) 報酬の算定は成果報酬型によるものとし、寄附金額に10%を乗じて算出した金額（消費税別途）を寄附申出書に紹介者として記載された者に支払うものとする。
- (2) 「本市が寄附金を領収した事実」を持って成果とする。
- (3) 支払う報酬は、寄附申出書の記載内容及び宣誓書により判断するものとし、紹介者として記載された1者に対してのみ支払うものとする。ただし、次に掲げる項目に該当する場合は、報酬の支払いが生じる寄附として取り扱わないものとする。
 - ア 紹介者が当該寄附企業に属している場合
 - イ 紹介者が複数記載されていたり紹介者の記載がないなど、報酬を支払うべき紹介者が特定できない場合
 - ウ 寄附申出書の提出から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで、三次市企業版ふるさと納税マッチングサポーター宣誓書兼口座振替依頼書（別記様式）が市に提出されていない場合
 - エ 紹介者が本市職員の場合
 - オ 報酬を支払うことが適当でないと市長が判断している場合
- (4) 報酬の支払いを受けたサポーターのうち、5に規定する対象者の要件を満たさないことが明らかになった場合は報酬の返還を求めることがある。
- (5) 現計予算を超える支払が判明した場合には、補正予算等による予算措置後に報酬を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。
- (6) 寄附見込企業への働きかけに係る費用（旅費、通信費、消耗品費等）は、サポーターの負担とする。

7 その他

- (1) サポーター活動に当たっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附企業への経済的利益供与の禁止等）を熟知した上で行うなど、関係法令等を遵守すること。
- (2) サポーター活動に当たり、個人情報漏えいを防止するための必要な措置を講じること。また、サポーター活動の実施に当たり知り得た情報をサポーター活動以外に使用し

てはならない。サポーター活動が終了した後も同様とする。

- (3) サポーターは、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合又は苦情等が発生した場合は、自己の責任において誠実に対応し、解決すること。
- (4) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

8 問合せ先

〒728-8501

広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市役所 経営企画部 企画調整課 企画調整係

電話 0824-62-6115 FAX 0824-62-6223

メールアドレス kikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp